

令和3年6月議会

議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
議案第 138 号 令和3年度福岡市一般会計補正予算案（第3号）	… 1
2. 条例案	
議案第 141 号 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める 条例の一部を改正する条例案	… 5
議案第 146 号 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の 基準等を定める条例の一部を改正する条例案	… 9
議案第 147 号 福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等 を定める条例の一部を改正する条例案	… 17
議案第 148 号 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める 条例の一部を改正する条例案	… 23
議案第 149 号 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める 条例の一部を改正する条例案	… 27
議案第 150 号 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める 条例の一部を改正する条例案	… 30
議案第 151 号 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める 条例の一部を改正する条例案	… 33

保 健 福 祉 局

1. 補正予算案

議案第 138 号 令和 3 年度福岡市一般会計補正予算案（第 3 号）

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	84,305,071	1,583,498	85,888,569
その他（本補正外）	25,829,306	—	25,829,306
歳 入 合 計	110,134,377	1,583,498	111,717,875

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	216,275,672	1,583,498	1,583,498
その他(本補正外)	6,151,635	—	—
歳 出 合 計	222,427,307	1,583,498	1,583,498

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
—	217,859,170	110,015,479	107,843,691
—	6,151,635	1,702,396	4,449,239
—	224,010,805	111,717,875	112,292,930

議案第 138 号 令和 3 年度福岡市一般会計補正予算案（第 3 号）

（歳出）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P4 ↳ P5	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	4,277,833	1,583,498 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 1,583,498 社会福祉費 補助金 </div>	5,861,331
その他(本補正外)				218,149,474	—	218,149,474
歳出合計				222,427,307	1,583,498	224,010,805

説 明

1. 生活困窮者自立支援法関連経費の追加 1,583,498

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援金の支給に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費 [印刷消耗品費]	276	198	474
役務費	1,431	837	2,268
委託料	319,620	142,463	462,083
扶助費	503,597	1,440,000	1,943,597
その他の経費 (本補正外)	535	—	535
計	825,459	1,583,498	2,408,957

2. 条例案

議案第 141 号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，救護施設等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第 11 条の 2 関係）
- (2) 業務継続計画の策定等の義務化（第 11 条の 3 関係）
- (3) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第 12 条第 4 項関係）
- (4) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第 21 条第 2 項関係）

3 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日

4 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p>第 11 条の 2 <u>保護施設等は，利用者に対し適切な処遇を行う観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第 11 条の 3 <u>保護施設等は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する処遇を継続的に行うための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

(非常災害対策)

第12条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第13条～第20条 (略)

(衛生管理等)

第21条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

以下略

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条～第20条 (略)

(衛生管理等)

第21条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

以下略

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
(新設)	<p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p>第6条の3 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
(新設)	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第6条の4 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
(非常災害対策) 第7条 (新設)	<p>(非常災害対策)</p> <p>第7条</p> <p>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
(衛生管理等) 第15条 2 救護施設は、当該救護施設において感	<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感</p>

感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

議案第 146 号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害福祉サービス事業者における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 指定障害福祉サービス事業者における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める。(第 212 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認める。(第 212 条第 2 項関係)
- (3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日 (ただし、電磁的記録等による対応に係るもの以外の改正は、公布の日)

4 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章～第16章 (略)	第 1 章～第16章 (略)
第17章 <u>離島その他の地域における基準 該当障害福祉サービスに関する 基準 (第207条—第211条)</u>	第17章 <u>離島その他の地域における基準 該当障害福祉サービスに関する 基準 (第207条—第211条)</u>
附則	第18章 <u>雑則 (第212条)</u> 附則
第 1 条～第210条 (略)	第 1 条～第210条 (略)
(準用)	(準用)
第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条 第 2 項、第29条、第34条の 2、第36条の	第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条 第 2 項、第29条、第34条の 2、第36条の

2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第84条、第89条から第91条まで、第92条（第10号を除く。）及び第93条から第95条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する次条第1項」と、
「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係

2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第84条、第89条から第91条まで、第92条（第10号を除く。）及び第93条から第95条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する次条第1項」と、
「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係

る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第62条中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第1項において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

（新設）

る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第62条中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第1項において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

第18章 雑則

（電磁的記録等）

第212条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20

並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第55条第1項、第105条第1項（第111条の4において準用する場合を含む。）、第200条の2第1項（第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第一章～第十九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第五</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十九章（略）</p> <p><u>第二十章 雑則（第二百二十四条）</u></p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第五</p>

項において準用する第五十九条第二項並びに第二百二十三条第四項において準用する第七十条第二項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第一

項において準用する第五十九条第二項並びに第二百二十三条第四項において準用する第七十条第二項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付

項中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

第二十章 雑則

(電磁的記録等)

第二百二十四条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第三百六十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百五条、第二百五条の四、第三百六十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五条の四において準用する場合を含む。

む。），第二百十条の三第一項（第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

議案第 147 号

福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，指定障害者支援施設等における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 指定障害者支援施設等における諸記録の作成，保存等について，電磁的記録による対応を認める。(第 63 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明，同意等のうち，書面で行うものについて，電磁的方法による対応を認める。(第 63 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 (略)	第 2 章 (略)
第 1 節～第 2 節 (略)	第 1 節～第 2 節 (略)
第 3 節 <u>運営に関する基準 (第11条— 第62条)</u>	第 3 節 <u>運営に関する基準 (第11条— 第62条)</u>
附則	附則
第 1 条～第62条 (略)	第 1 条～第62条 (略)
(新設)	第 3 章 雑則 <u>(電磁的記録等)</u> 第63条 <u>指定障害者支援施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面 (書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人</u>

の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p><u>第三章 雑則（第五十七条）</u></p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第五十七条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条第一項、第十二条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子</u></p>

附 則
(就労)
第七条 (略)
2 (略)
(新設)

(賃金等)
第八条 (略)
(新設)

2・3 (略)
4 第二項の規定により雇用契約を締結して
いない利用者それぞれに対し支払われ
る一月あたりの工賃の平均額は、三千円
を下回ってはならない。
(新設)

(新設)

的方法、磁気的方法その他人の知覚によ
って認識することができない方法をい
う。) によることができる。

附 則
(就労)
第七条 (略)

2 (略)
3 経過的指定障害者支援施設等は、就労
継続支援A型を提供する場合における就
労の機会の提供に当たっては、利用者の
就労に必要な知識及び能力の向上に努め
るとともに、その希望を踏まえたものと
しなければならない。

(賃金等)
第八条 (略)

2 経過的指定障害者支援施設等は、就労
継続支援A型を提供する場合には、生産
活動に係る事業の収入から生産活動に係
る事業に必要な経費を控除した額に相当
する金額が、利用者に支払う賃金の総額
以上となるようにしなければならない。

3・4 (略)
5 第三項の規定により雇用契約を締結し
ていない利用者それぞれに対し支払われ
る一月あたりの工賃の平均額は、三千円
を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払
いに要する額は、原則として、自立支援
給付をもって充ててはならない。ただ
し、災害その他やむを得ない理由がある
場合は、この限りでない。

(運営規程)

第十三条の二 経過的指定障害者支援施設
等は、就労継続支援A型を提供する場合
には、次の各号に掲げる事業の運営につ
いての重要事項に関する運営規程を定め
ておかなければならない。

(新設)

(経過的指定障害者支援施設等に関する
読替え)

第十四条 経過的指定障害者支援施設等について第十一条, 第十九条, 第二十七条

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種, 員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 提供する就労継続支援A型の内容
(生産活動に係るものを除く。) 並び
に支給決定障害者から受領する費用の
種類及びその額
- 六 提供する就労継続支援A型の内容
(生産活動に係るものに限る。), 賃
金及び附則第八条第三項に規定する工
賃並びに利用者の労働時間及び作業時
間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事
項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種
類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する
事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第十三条の三 経過的指定障害者支援施設
等は, 就労継続支援A型を提供する場合
には, おおむね一年に一回以上, 利用者
の労働時間その他の当該経過的指定障害
者支援施設等の運営状況に関し必要な事
項として厚生労働大臣が定める事項につ
いて, 厚生労働大臣が定めるところによ
り, 自ら評価を行い, その結果をインタ
ーネットの利用その他の方法により公表
しなければならない。

(経過的指定障害者支援施設等に関する
読替え)

第十四条 経過的指定障害者支援施設等について第十一条, 第十九条及び第二十七

及び第二十八条の規定を適用する場合には、第十一条第一項、第十九条第三項第二号及び第二十七条第二項中「又は就労移行支援」とあるのは「、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第二十八条中「又は就労移行支援」とあるのは「、就労移行支援又は就労継続支援B型」とする。

条の規定を適用する場合には、第十一条第一項、第十九条第三項第二号及び第二十七条第二項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。

議案第 148 号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害福祉サービス事業者における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 障害福祉サービス事業者における諸記録の作成，保存等について，電磁的記録による対応を認める。(第 92 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明，同意等のうち，書面で行うものについて，電磁的方法による対応を認める。(第 92 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章～第 8 章 (略)	第 1 章～第 8 章 (略)
第 9 章 <u>多機能型に関する特例 (第 89 条—第 91 条)</u>	第 9 章 <u>多機能型に関する特例 (第 89 条—第 91 条)</u>
附則	附則
第 1 条～第 91 条 (略)	第 1 条～第 91 条 (略)
(新設)	第 10 章 <u>雑則</u> (電磁的記録等)
	第 92 条 <u>障害福祉サービス事業者及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面 (書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい</u>

う。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>目次 第一章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） <u>第十章 雑則（第九十二条）</u></p> <p>附則</p> <p>第十章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第九十二条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子</u></p>

的方法，磁気的方法その他人の知覚によ
って認識することができない方法をい
う。） によることができる。

議案第 149 号

福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、地域活動支援センターにおける諸記録について電磁的記録による記録等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 地域活動支援センターにおける諸記録の記録，保存等について，電磁的記録による対応を認める。(第 20 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明，同意等のうち，書面で行うものについて，電磁的方法による対応を認める。(第 20 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 19 条 (略)	第 1 条～第 19 条 (略)
(新設)	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第 20 条 <u>地域活動支援センター及びその職員は，記録，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供される</u></p>

ものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
(新設)	<p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第十九条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

議案第 150 号

福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉ホームにおける諸記録について電磁的記録による記録等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 福祉ホームにおける諸記録の記録, 保存等について, 電磁的記録による対応を認める。
(第 18 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明, 同意等のうち, 書面で行うものについて, 電磁的方法による対応を認める。(第 18 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 17 条 (略) (新設)	第 1 条～第 17 条 (略) <u>(電磁的記録等)</u> 第 18 条 福祉ホーム及びその職員は, <u>記録, 保存その他これらに類するものうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u> で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については, <u>書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u> により行うことができる。 2 福祉ホーム及びその職員は, 説明, 同

意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
(新設)	<p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第十八条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

議案第 151 号

福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害者支援施設における諸記録について電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 障害者支援施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める。(第 47 条第 1 項関係)
- (2) 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認める。(第 47 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 <u>設備及び運営に関する基準 (第 4 条—第 46 条)</u>	第 2 章 <u>設備及び運営に関する基準 (第 4 条—第 46 条)</u>
附則	第 3 章 <u>雑則 (第 47 条)</u>
第 1 条～第 46 条 (略)	附則
(新設)	第 1 条～第 46 条 (略)
	第 3 章 <u>雑則</u> (<u>電磁的記録等</u>)
	第 47 条 <u>障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ</u>

の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

以下略

以下略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p><u>第三章 雑則（第四十四条）</u></p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第四十四条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、</u></p>

附 則

(新設)

(就労)

第七条 (略)

2 (略)

(新設)

磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(運営規程)

第五条の二 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 提供する就労継続支援A型の内容
(生産活動に係るものを除く。) 並びに 利用者から受領する費用の種類及びその額

六 提供する就労継続支援A型の内容
(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び附則第八条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(就労)

第七条 (略)

2 (略)

3 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機

(賃金等)
第八条 (略)
(新設)

2・3 (略)

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(新設)

(経過障害者支援施設に関する読替え)

第十四条 経過障害者支援施設について第十三条及び第二十二條の規定を適用する場合においては、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労移行支援」とあるのは、「、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金等)
第八条 (略)

2 経過障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3・4 (略)

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第十三條の二 経過障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該経過指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(経過障害者支援施設に関する読替え)

第十四条 経過障害者支援施設について第十三条及び第二十二條の規定を適用する場合においては、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。